

中山間地域所得確保計画策定業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、中山間地域所得確保計画策定業務委託業者の選定を実施するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、適切な委託業務業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 事業名

中山間地域所得確保計画策定業務委託
(中山間地域所得確保推進事業費補助金(一般会計))

3. 委託事業の内容

中山間地域所得確保計画の策定業務
※別紙仕様書のとおり

4. 事業期間(予定)

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5. 見積上限額

金 4,400,000 円(消費税及び地方税を含む。)
価格を超える提案は失格とする。

6. 委託業者の選定方法

- (1) 業務受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。
- (2) 参加する業者は、別添様式による参加表明書及び提案書を提出しなければならない。

7. 参加資格要件

以下の条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (4) 地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないものでないこと又は6ヶ月以内に手型もしくは小切手を不渡りしたものでないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 別に定める「中山間地域所得確保計画策定業務事業仕様書」に定める内容を遂行できること。

8. 日程

日時	内容
令和 7 年 9 月 11 日(木)	町掲示板での告示、肝付町ホームページにプロポーザル実施の公表
令和 7 年 9 月 18 日(木)	参加申し込み及び仕様等に関する質問の提出期限
令和 7 年 9 月 19 日(金)	質問回答
令和 7 年 9 月 24 日(水)	企画提案書の提出期限
令和 7 年 10 月 1 日(水)	審査会(プロポーザル)の開催及び選定会議による審査・受託先の決定 ※変更の場合もあり
令和 7 年 10 月 1 日(水)	業者決定通知※変更の場合もあり

9. 応募の手順

(1) 参加申出書の提出

本事業の受託を希望される方は下記に記載する書類をそれぞれ1部ずつ持参又は郵送で提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 別紙「参加表明書」(様式第 1 号)
 - イ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※3 か月以内に発行されたもの(写し可)
 - ウ 印鑑証明書 ※3 か月以内に発行されたもの(写し可)
 - エ 納税証明書(滞納がない証明書) ※3 か月以内に発行されたもの(写し可)
- 下表に該当する税目の証明書を提出すること。

区分	税目	証明書発行者	提出する年度
国 税	法人税 消費税及び地方消費税	所轄税務署	
都道府県税	全て	都道府県税事務所	直前 2 年分
市町村税	全て	市町村	直前 2 年分

※都道府県税、市町村税については、本社所在地に係るものに限る。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社および支店等の両方を提出すること。

また、委任先を開設して 1 年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店開設についての申告書の写しを提出すること。

オ 委任状(様式第 7 号)

契約権限等を委任する場合に限る。

(2) 提出期限 令和 7 年 9 月 18 日(木) 午後 5 時 15 分

(3) 提出場所 肝付町役場 農業振興課

(4) 提出部数 1 部

(5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、又は配達記録郵便に限る。)とする。

持参の場合はあらかじめ日時を連絡すること。また、郵便未着、配達遅延等についての責任を町は負わない。

(2) 応募に対する質問

質問がある場合は、参加申込書を提出後、質問書を提出すること。

(ア) 質問書(様式第 2 号)の提出方法 電子メールで提出すること。

メールアドレス: hatakan@town.kimotsuki.lg.jp

(イ) 受付期間 令和 7 年 9 月 18 日(木) 午後 5 時 15 分

(ウ) 質問書の回答

質問に対する回答は、参加表明書提出者全員に電子メールにより送付する。なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書の提出

(ア) 提出書類

提案書の提出については、次のとおりとする。

提出書類	提案項目	書式
提案書(表紙)		様式第 3 号
会社概要	①商号又は名称、代表者名、設立年月日、法人の沿革、資本金、従業員数、本店所在地、支店・営業所数、肝付町を担当する支店・営業所名および所在地 ②業務内容 ③類似事業実施に関する実績	様式第 4 号
運用業務体制	①運用案(仕様書に掲げる業務の具体的な運用方法、運用開始までのスケジュール、支援体制など)	様式第 5 号
見積	肝付町が負担する経費について委託業務一式とする。	様式第 6 号
その他	独自の提案・その他特にアピールできる点	特に定めはなし

(2) 記入要領及び留意事項

- ・提出書類は、A4 版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。ただし、構成図等の場合には A4 版横書きでもかまわない。
- ・提案書に記載する文字は日本語、文字の大きさは 12 ポイントとし、書体は任意とする。
- ・文章を補完するためにイラスト、イメージ図を使用してよい。
- ・添付する資料は A4 版に統一すること。

(3) 添付書類

- ・決算書等 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の写し(直前 3 か年分)
- ・見積書 肝付町指定様式で見積書を提出すること。
- ・その他 パンフレット等参考資料(無ければ添付の必要なし。)

(4) 提出部数

- 11 部(正本 1 部、副本 10 部)
- ※添付書類(決算書等)については 1 部の提出とする。

(5) 提出先及び問い合わせ先

肝付町役場 農業振興課 ☎0994-65-8417

(6) 提出期限

令和 7 年 9 月 24 日(水) 午後 5 時 15 分

(7) 提出方法

- 持参、又は郵送(書留郵便、又は配達記録郵便に限る。)とする。
- ※持参の場合はあらかじめ日時を連絡すること。
- また、郵便未着、配達遅延等についての責任を町は負わない。

(8) その他

- ・提出書類について、期限後の追加及び変更は認めない。
- ・提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は、肝付町情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ・審査経過等は公表しない。

10. 選定方法

(1) 選考委員会開催日

令和 7 年 10 月 1 日(水)プレゼンテーション終了後
※変更の場合もあり

(2) 委託業者の選定は、提案書の評価に基づき、副町長、総務課長、会計課長、建設課長、税務課長、農業振興課長及び関係課職員で組織する選考委員会において行う。

(3) 評価基準

提出された提案書の主な評価観点はおのとおりのとする。

評価事項	評価の主な観点	
事業内容及び当町の 地域特性の理解度	○仕様書の内容を十分に理解し、提案を行っているか。 ○肝付町の現状、特性と課題を整理抽出するために的確で効果的なデータ収集が期待できるか。 ○全体をとおり、特徴的に肝付町の現状や課題を整理することができる内容であるか。	20
情報収集・現状分析 評価に対する提案	○前提条件を整理し、本町の状況を的確に把握しているか。 ○町民・事業者への調査内容、対象者、調査方法などは整理されているか。 ○提案内容は的確で説得力があるか。 ○提案内容は具体的に記載され、実現性はあるか。また、独創的で将来性はあるか。	20
中山間地域所得確保 計画策定業務 に対する提案	○新たな施策・事業の検討が整理され、効果的なプロジェクトが明確に検討されているか。 ○提案内容は的確で説得力があるか。 ○提案内容は具体的に記載され、実現性はあるか。また、独創的で将来性はあるか。	30
過去の同種業務実績	○国（独立行政法人を含む）、都道府県、特別区、市町村その他の地方公共団体から直接元請けとして受注した業務として、過去に完了した同種業務委託の契約実績	10
業務推進体制	○指揮命令系統や業務分担などの体制は整っているか。 ○業務に対する取り組み意欲が感じられるか。 ○町との協議を行う仕組みが十分であるか、迅速な連絡体制が整っているか。 ○業務に従事するメンバーの人数、経歴、実務経験等	10
作業スケジュール の妥当性	○各業務について効率的かつ効果的に工程管理が組まれているか。 ○業務ごとの報告・提出及び成果品の納入時期についても具体的に示したうえで、各業務について具体的かつ現実的な工程管理がなされているか。	10

合計 100 点

(4) 書類審査

提出のあった提案書類について、各提案項目を評価する。

(5) プレゼンテーションの開催

令和 7 年 10 月 1 日（水） 15 時 30 分から参加表明書の受付順に実施し、30 分以内とする。

(6) 委託業者の決定

提案書等を総合的に評価し、随意契約の相手方となる優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）と次点交渉権者を特定する。

特定後、優先交渉権者と肝付町は、提案の内容をもとに業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

この交渉が整った時には契約予定者として随意契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者として特定し、あらためて交渉を行うこととなる。

- (7) 審査結果の通知
審査結果は令和 7 年 10 月 3 日(金)までに提案者全員に通知文書を発送する。
審査結果についての異議申し立て、問い合わせ等には応じない。
- (8) 委託業者決定後の手続き
肝付町契約規則に基づき契約を締結する。

11. 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 審査委員又は当該プロポーザル関係者に対して不正な接触の事実が認められた場合。

12. その他

本提案の参加表明書の提出期限後から、審査委員会において選考が終了するまでの間に、審査委員又は事務局に対する営業活動は禁止する。

本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

肝付町長 様

住所

名称

代表者



参 加 表 明 書

中山間地域所得確保計画策定業務委託募集要領に基づき、参加表明いたします。

(連絡先)

所属部署名	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
E-MAIL	

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

肝付町長 様

住所

名称

代表者

⑩

質 問 書

中山間地域所得確保計画策定業務委託業者募集要領に基づき、次の事項について質問いたします。

(質問事項)

--

(担当者)	<u>所属部署名</u>	<u>FAX</u>
	<u>担当者氏名</u>	<u>E-MAIL</u>

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

肝付町長 様

住所

名称

代表者

⑨

提 案 書

中山間地域所得確保計画策定業務委託業者募集要領及び仕様書に基づき、次のとおり提案書及び添付書類を提出します。

なお、記載内容は事実と相違ありません。

(様式第 4 号)

会社概要		
商号又は名称		
代表者名		
設立年月日		
法人の沿革		
資本金		
従業員数	役 員	
	正社員	
	その他	
本社（本店） 所在地		
支店・営業所数		
肝付町を担当する支店・営業所名		
同所在地		
業務内容		
契約期間	省庁名・自治体名等	税及び料金又は公共料金の種類

(様式第 5 号)

運用業務体制
運用案（仕様書に掲げる業務の具体的な運用方法、運用開始までのスケジュール、装置設置後の支援体制など）

※記入するにあたり記入欄が足りない場合は、上記項目を包括した任意の様式を使用してもよい。

(様式第 6 号)

見積
肝付町が負担する経費について
1 委託業務完了（令和 8 年 3 月 31 日）までにかかる経費
_____ 一金 4, 4 0 0, 0 0 0 円 (内訳)

※記入するにあたり記入欄が足りない場合は、上記項目を包括した任意の様式を使用してもよい。

(様式第 7 号)

委 任 状

令和 年 月 日

肝付町長 様

住所

(委任者) 名称

代表者

㊞

私は次の者を受任者と定め、中山間地域所得確保計画策定業務委託業者募集に係る下記の事項に関する権限を委任します。

住所

(受任者) 名称

代表者

㊞

1. 委任事項

- (1) 公募型プロポーザルの参加及び提案に関すること。
- (2) 契約締結に関すること。
- (3) その他契約履行に関する一切のこと。

2. 委任期間

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日